

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

2月号では、チェックリストに沿って会社の状況を再確認して見てください。昨年実施した当センターのアンケート調査でも約9%(632人中)の方が不当要求を受けたことがあると回答しております。不測の事態に備えるためにも今から準備をしましょう。

## 暴力団等を排除するためのチェックリスト

- 「不当要求には絶対に応じない」という方針が組織内に確立し、徹底されている。
- 不当要求を受けた場合の対応要領(マニュアル等)が定められている。
- 不当要求を受けた場合は、上司に報告することになっている。
- 組織的に対応するため、不当要求防止対策委員会が設置されている。
- 警察、暴追センター、弁護士会との連絡通報体制ができている。
- 関係機関との連携システムが整備されている。
- あらゆる契約について暴力団排除条項が導入されている。
- 助成金・補助金等交付制度に暴力団排除対策の取組みがされている。
- 不当要求防止責任者が選任されている。
- 窓口、応接室等に暴力追放ポスター、責任者講習終了証等が掲示されている。
- 暴力団等の活動状況、不当要求の実態と対応要領等についての研修会等が開催されている。

### < 暴追 ～各県の相談事例 >

- 元暴力団組員からの就労相談  
他県警の離脱支援を受けた後、知人を頼って来た元暴力団から、県警に就労相談があった。  
～ 暴力追放推進センターと県警が連携を図り、社会復帰対策協議会に登録した受入企業(運送会社)に就職した。
- みかじめ料要求行為の相談  
深夜飲食店の店主から「地の者だが、店をやるならお金を付き合ってくれ」と電話があったので、断りたい。  
～ 断る方法や中止命令について教示、結果、県民会議の名前を出して断る。

